

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

糸 島 市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 糸島市

#### (1) 現況

本市は糸島平野を中心とした豊穡な大地と自然により多彩な農産物を生産し、県内でも有数な産地となっている。

しかしながら、農業・農村は高齢化による担い手不足、それに伴う耕作放棄地の増大等により農村の活力の低下といった厳しい状況にある。

また、本市北部には可也山、南部には脊振山系に属する山間地域も多く、美しい景観・水源のかん養等の多面的な機能を発揮する役割を担っているが、急傾斜地においては、ほ場も平均的に狭く、平地地域と比べて生産条件の格差も大きいことから、これを補正する取組を行う必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、農業・農村が持つ多面的機能を発揮させるため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、環境負担の軽減に配慮した農業生産の普及のために、併せて同項第3号に掲げる事業も推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に行えるよう法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	糸島市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中山間地域	法第3条第3項第2号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域で

ある二丈福吉地域及び志摩地域

(イ) 福岡県知事が地域の実態に応じて指定する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上  
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って  
も、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 次の基準を満たす農用地であって、市長が特に必要と認めるもの  
(緩傾斜農用地)

a 勾配が、田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未  
満である農用地で急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地。

## 2 対象者

認定農業者に準ずる者は、年間農業所得、年間労働時間が、糸島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らし、農業経営改善計画の認定基準に到達していると市長が判断し、認定する者。

## 4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。